

青木村太陽光発電設備設置事業指導要綱に規定する届出の技術的取扱い要領

青木村総務企画課

(趣旨)

第1 この要領は、青木村太陽光発電設備設置事業指導要綱（以下「指導要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2 この要領において使用する用語は、指導要綱において使用する用語の例による。

(適用基準)

第3 開発行為の完了届出書が既に提出されている開発区域内において、新たに太陽光発電設備の設置を行う場合は、指導要綱第9条第1項に規定する届出（以下「開発届」という。）の必要な行為に該当しない。

2 指導要綱第3条第2項に規定される場合で、事業主が異なる場合であっても、開発区域の従前の所有者が同一の場合等、敷地を分割（分譲）して行う開発行為であると見なされるときは、開発行為が必要な行為として取り扱うものとする。

3 指導要綱第3条第2項に規定される、「既に完了し、又は実施中の開発行為に係る土地に隣接して開発行為をする場合」とは、工事に着手することをいう。

4 指導要綱経過措置3に規定する「具体的な計画」とは、当該開発行為に関する次に掲げる計画が、具体的な内容で関係機関と事業主等の間で協議が実施中、或いは実施されたものをいう。

- (1) 土地利用計画（案）
- (2) 雨水排水処理計画（案）
- (3) 工事施工計画（案）

(確約書の提出)

第4 事業主等は、指導要綱第9条第1項に基づいて実施される現地立会調査、及び指導要綱第12条第1項に基づいて実施される完了確認における指摘事項に対して、その協議結果を記載した確約書（様式第1号）を村長に提出するものとする。

(開発区域境界の明示)

第5 開発区域境界は、隣接する土地との利用形態を区別し、事業主等の管理責任を明確にするため、変化点をプラスチック製境界杭等で明示しなければならない。

2 開発区域境界は原則として筆界によるものとし、開発届を行う日までに隣接者と立ち会いの上確定しなければならない。

(接続道路の基準)

第6 太陽光発電設備は建築基準法上の建築物に該当しない工作物であるが、防災上の観点から、開発区域外の幅員4.0m以上の公道に、4.0m程度接続させるよう努めるものとする。

(空地の緑化)

第7 開発区域内の太陽光パネルが設置されない空地については、芝等の地被類により緑化することを原則とする。ただし、公園施設等の緑地施設を開発区域内に設ける必要はないものとする。

- (1) 従前の土地が山林の場合は、むやみな木竹の伐採、除根、造成は行わず、植生の保全に努めるものとする。やむを得ず伐採、除根、造成を行う場合は、芝等の地被類により緑化するものとし、法面についても植生シート等により緑化を図るものとする。
- (2) 従前の土地が農地・原野等の場合は、前(1)を基準として、むやみな耕起は避け、空地等については芝等の地被類により、緑化を図るものとする。

(安全施設基準)

第8 開発区域内への第三者の立ち入りを防ぎ、事故発生を防止するため、開発行為の境界から開発区域側へ、地上高さ1.1m以上の防護柵を設置し、開発区域を囲うことを原則とする。

(準拠する技術基準)

第9 開発行為の技術基準は、指導要綱によるもののほか、長野県建設部「開発許可審査指針」、長野県林務部「開発事業に関する技術的細部基準」に準拠する。

(伐採木等の搬出処分)

第10 開発行為に伴い木竹の伐採を行ったときは、存置に起因した災害防止のため、伐採木竹、除根した木竹の根等は開発区域外に搬出し処分することを原則とする。

(雨水排水路等)

第11 開発行為に伴い開発区域内外に設置する雨水排水路等については、コンクリート製、鋼製、強化プラスチック製、塩化ビニール製の製品等を使用することを原則とする。

- 2 木杭、土嚢、土側溝等、形状や素材の耐候性が低いとされる資材については、仮設材等に使用するものとし、雨水排水路等の資材として使用しないことを原則とする。

(開発区域の雨水排水処理基準)

第12 開発行為区域内の雨水排水処理について、指導要綱第22条に基づき、周辺環境の保全を目的とした雨水排水処理基準を次の各項に定めるものとする。

- 2 原則として、開発後の雨水排水量は開発前の雨水排水量を超えないものとし、超過分については、浸透施設により開発区域内で処理するものとする。
- 3 前2項によることが困難な場合、又は雨水の浸透により周辺への悪影響を及ぼす恐れのある場合は、貯留型施設（オンサイト貯留施設、オフサイト貯留施設、貯留浸透施設）により雨水

を処理することとし、許容放流量に相当する雨水量については、オリフィス孔により流出量を調整し、最寄りの用排水路、河川等の周辺公共用水域へオーバーフロー水として放流することを原則とする。ただし拡水法による場合はこの限りではない。

※拡水法：不飽和土壤水帯を通して地中に浸透させる方法で、開発区域の地山部分に均等に浸透させる方法（浸透柵、浸透トレンチ、浸透側溝ほか）

- 4 事業主等は、前項により開発区域から流出する雨水を公共用水域へ放流するときは、当該放流先の施設管理者と協議の上、許容流出量を定め施設容量を算定するとともに、当該放流先水路、河川等の設置管理者及び水利組合等の同意を得るものとする。
- 5 前3項に規定する場合で、開発区域周辺に放流可能な公共用水域が無く、オーバーフロー管の設置が困難な場合は、開発区域から雨水や土砂が下流域に流出しないよう、盛土小堤（別図-1）を、開発区域の低地部に築くことを原則とし、雨水の流出方向に対して直角方向を基本に設置するものとする。
- 6 流出係数、降雨強度、推定流出土砂土、充填材の材料別空隙率については、別表-1①、②、③、④による。
- 7 浸透施設、貯留浸透施設、貯留施設を設置する場合は、長野県建設部「流域開発に伴う防災調節池等技術基準」、長野県林務部「林地開発許可制度の手引き」、社団法人雨水貯留浸透技術協会編「雨水浸透施設技術指針（案）」等の、最新版に基づき計画しなければならない。
- 8 前7項に基づき雨水処理施設を設置する場合の目的別調査・計画検討項目は別表-1⑤による。

（他法令等との調整）

- 第13 村長は、当該開発行為が、森林法に基づく林地開発許可申請を伴うものであるときは、「林地開発許可申請の手引き」（平成14年4月長野県林務部）に基づき、許可権者である長野県と協議の上、指導要綱に基づく調査・審査を行うものとする。
- 2 事業主等は、前項に規定される場合で、指導要綱第6条第1項に規定する事前協議を行おうとするときは、林地開発許可申請に基づく事前協議が完了した日以降に、村長に事前協議書を提出するものとする。

（事務処理）

- 第14 指導要綱に基づく事務処理は、別表-2のとおり行うものとする。

（その他）

- 第15 この要領に定めない事項については、その都度村長が定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成29年5月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

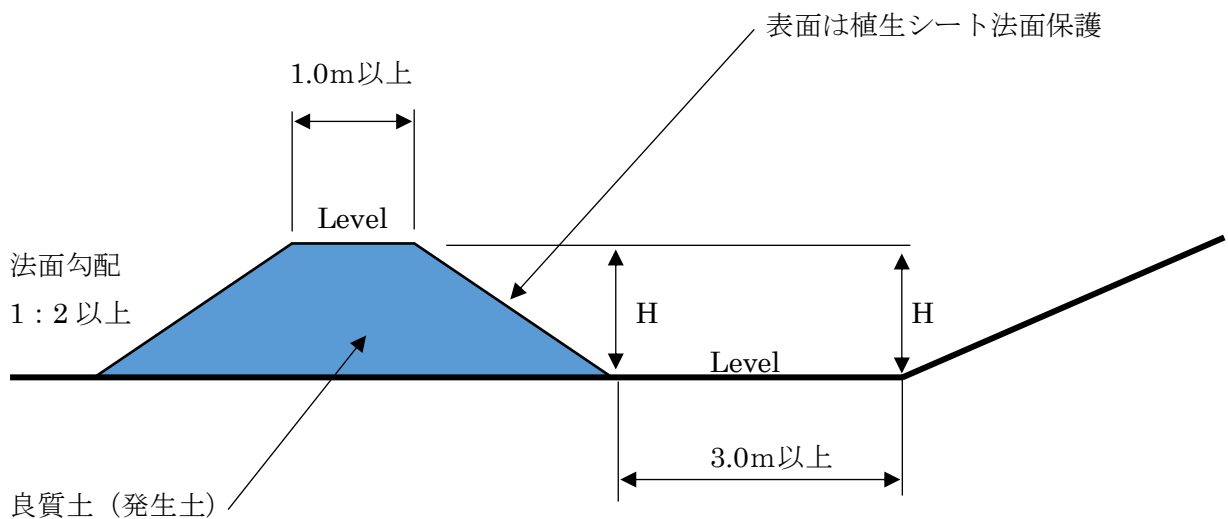
- 2 この要領は、平成29年8月1日（以下「適用日」という。）以後に工事着工する開発行為について適用し、適用日前に工事着工した開発行為については、なお従前の例による。
- 3 前項に掲げるもののほか、施行日の前日までに、その他関係法令の規定に基づき具体的な計画により関係機関と協議が行われている開発行為で、村長が認める開発行為については、この要領の規定は適用しない。

附則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(別図 - 1) 盛土小堤



※設置場所、延長等については、下流域に影響を与えないことを原則として計画する。

盛土小堤 H の値

防災小堤 H の値	適用
0.4m	・ 開発区域が 1.0ha 未満で、かつ雨水の流出勾配が 10%以上 ・ 0.3ha 未満の山林で実施する開発行為
0.6m	・ 開発区域が 1.0ha 以上で、かつ雨水の流出勾配が 10%以上 ・ 0.3ha 以上 1.0ha 未満の山林で実施する開発行為
1.0m	・ 1.0ha 以上の山林で実施する開発行為

別表 - 1

① 流出係数

種 別	流出係数	摘 要
太陽光パネル	0.90~0.95	パネルの傾斜が 20 度を超える場合は 0.95
屋 根	0.85~0.95	屋根素材、屋根勾配により決定
アスファルト舗装	0.80~0.90	舗装勾配が 10%を超える場合は 0.9
砂利道	0.30~0.50	道路勾配が 10%を超える場合は 0.5
コンクリート舗装	0.75~0.85	舗装勾配が 10%を超える場合は 0.85
田	0.70~0.80	遊休農地等の場合は畑に準じる
畑	0.1~0.3	
芝等の地被類	0.05~0.25	合成勾配が 10%を超える場合は 0.25
その他不浸透面	0.75~0.85	合成勾配が 10%を超える場合は 0.85
林地（浸透能力小）	0.6~0.7	※従前が山林の場合で、現地浸透試験結果で得られた浸透係数 k により、採用地を決定する。
林地（浸透能力中）	0.5~0.6	
林地（浸透能力大）	0.3~0.5	
草地（浸透能力小）	0.7~0.8	
草地（浸透能力中）	0.6~0.7	
草地（浸透能力大）	0.4~0.6	
耕地（浸透能力中）	0.7~0.8	
耕地（浸透能力大）	0.5~0.7	
裸地（浸透能力小）	1.0	
裸地（浸透能力中）	0.9~1.0	
裸地（浸透能力大）	0.8~0.9	

※浸透能力小： $k \leq 1,000 \times 10^{-5}$ 浸透能力中： $1,001 \times 10^{-5} \leq k \leq 1,000 \times 10^{-3}$ 浸透能力大： $1,001 \times 10^{-3} \leq k$

(k)：透水係数

② 降雨強度

確率年	降雨強度 (mm/hr) t=10 分	備 考
10	94.1	開発行為前の現況地目が 1.0ha 未満の宅地、雑種地、農地、又は 0.3ha 未満の山林に設置する太陽光発電設備
30	120.1	開発行為前の現況地目が 1.0ha 以上の宅地、雑種地、農地、又は 0.3ha 以上 1.0ha 未満の山林に設置する太陽光発電設備
50	131.6	開発行為前の現況地目が 1.0ha 以上の山林に設置する太陽光発電設備

※再現年別の降雨強度式と降雨強度曲線（上田地域）の最新版に基づく

③推定流出土砂土等

開発行為後の空地が、アスファルト舗装等の硬質処理をするとき以外については以下による。

種 別	
0.3ha 未満の開発行為で、前処理施設を設置する場合	単位設計浸透量 $Q=C \times Qf$ 地下水位 $C1=0.9$ 、目詰まり $C2=0.9$
1.0ha 未満の開発行為	単位設計浸透量 $Q=C \times Qf$ 地下水位 $C1=0.9$ 、目詰まり $C2=0.9$ 、流出土砂 $\alpha=0.9$
1.0ha 以上の開発行為	単位設計浸透量 $Q=C \times Qf$ 地下水位 $C1=0.9$ 、目詰まり $C2=0.9$ 、流出土砂 $\alpha=0.8$
防災調整池を設置する開発行為	開発行為後の地表状態別により年間流出量を定める 裸地：200～400 m^3 /年 草地：15 m^3 /年 林地 1 m^3 /年 道路：5 m^3 /年

③ 充填材の材料別空隙率

材 料	粒 度	空隙率
単粒度砕石 3 号 (S-40)	40mm～30mm	40%
単粒度砕石 4 号 (S-30)	30mm～20mm	30%
粒度調整砕石 (M-25、M-40)	25mm 以下、40mm 以下	10%
切込砕石 (CR-25、CR-40)	25mm 以下、40mm 以下	10%
再生砕石 (RC-40)	40mm 以下	10%
プラスチック製貯留材	使用する製品のカタログ値を採用	

④ 目的別調査・計画検討項目

◎要実施事項 ○必要に応じて実施

		浸透施設の調査・計画手法の形態分類		
		1.0ha 以上の雨水 処理の調査・計画・ 設計	0.3ha 以上 1.0ha 未満の雨水処理施 設の調査・計画・ 設計	0.3ha 未満の雨水 処理施設の調査・ 計画・設計
現 地 調 査 ・ 協 議	他の規制等の調査	◎	○	○
	土質・地下水位・水質調査	◎	◎	○
	現地浸透試験	◎	◎	◎
	浸透能力の評価	◎	◎	◎
	貯留能力の評価	◎	○	○
	許容放流量の評価	◎	◎	◎
	放流水域調査	◎	◎	◎
	放流先水路等管理者協議	◎	◎	◎
施 設 計 画 等	放流先水路等管理者の同意	◎	◎	◎
	単位設計浸透量の算定	◎	◎	◎
	比流量の算定	◎	○	○
	比浸透量の算定	◎	◎	◎
	設計浸透量の算定	◎	◎	◎
	許容流出量の算定	◎	◎	○
	配置計画	◎	◎	◎
	マンニングの計算	◎	◎	◎
	オリフィス孔の計算	◎	◎	◎
	流路施設規模の決定	◎	◎	◎
	浸透施設規模の決定	◎	◎	◎
	貯留施設規模の決定	◎	○	○

(ア) 現地浸透試験の実施箇所数については、0.3ha 未満の事業地では1箇所以上、0.3ha～1.0ha 未満の場合は2箇所以上、1.0ha 以上の場合は3箇所以上実施するものとし、必要に応じて代表的地盤ごと、複数箇所行うものとする。なお、試験方法は、ボアホール法を標準とするが、地盤状況に応じ土研法又は実物試験を選択し、原則として定水位法で実施するものとする。

(イ) 現地浸透試験は、予想される施設の底面地盤付近で行うものとする。

別表-2

太陽光発電設備設置に関する指導要綱第8条に基づく届出等

